(通則)

第1条 商工会議所等が小規模事業者に対し補助する事業に係る当該小規模事業者等への補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)および補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第25号。以下「施行令」という。)、富山県補助金等交付規則、富山県小規模事業者支援推進事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 商工会議所等 富山県内の商工会議所及び富山県商工会連合会をいう。
  - (2) 会頭等 富山県内の商工会議所会頭及び富山県商工会連合会会長をいう。
  - (3)補助事業者 商工会議所等が補助金の公募を行い、採択した小規模事業者をいう。
  - (4)補助事業 商工会議所等が小規模事業者に対し補助する事業に係る当該小規模事業者等への補助金 (富山県小規模事業者持続化補助金)事業をいう。

(補助金交付の目的)

- 第3条 補助金は、補助事業者が行う補助事業に要する経費の一部を補助することにより、小規模事業者が、持続的な経営に向け、商工会議所及び商工会と一体となって作成した経営計画に基づいて取り組む、創意工夫を凝らした地道な販路開拓・新商品開発等を支援し、地域の原動力となる小規模事業者の活性化を図ることを目的とする。 (交付の申請)
- 第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による「富山県小規模事業者持続化補助金交付申請書」に必要な書類(以下「添付書類」という。) を添えて、会頭等に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る 消費税および地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および 地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入 れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法(昭和25 年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消 費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、 申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限り でない。

(交付決定の通知)

第5条 会頭等は、前条第1項の規定による富山県小規模事業者持続化補助金交付申請 書の提出があったときは、交付決定を行い、様式第2による「富山県小規模事業者持 続化補助金交付決定通知書」を補助事業者に通知するものとする。

- 2 会頭等は、第1項による交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る 消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを 審査し、適当と認めた時は、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 会頭等は、前条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 会頭等は、第1項の通知に際して、必要な条件を付することができる。 (申請の取下げ)
- 第6条 補助事業者は、前条の交付決定の内容およびこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、富山県小規模事業者持続化補助金交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内に、様式第3による「富山県小規模事業者持続化補助金交付申請取下届出書」を会頭等に提出しなければならない。

(経費の配分又は内容の変更)

- 第7条 補助事業者は、要綱別表第1の6(2)による場合は、あらかじめ様式第4による「富山県小規模事業者持続化補助金に係る補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書」を会頭等に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 会頭等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定内容を変更し、 または条件を付することができる。

(債権譲渡の禁止)

- 第8条 補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部または一部を会頭等の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社または中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 会頭等が第13条の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書きに 基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が会頭等に対し、民法(明治29年法律第8 9号)第467条または動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関す る法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2 項に規定する通知を行う場合には、会頭等は次の各号に掲げる事項を主張する権利を 保留し、補助事業者または債権を譲り受けた者が民法第467条または債権譲渡特例 法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合にあっては、会頭等は次の各号に掲 げる異議を留めるものとする。
- (1) 会頭等は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と 相殺し、または譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2)債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書きに掲げる者以外への譲渡

またはこれへの質権の設定その他債権の帰属ならびに行使を害すべきことを行わないこと。

- (3)会頭等は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書きに基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、会頭等が行う弁済の効力は、会頭等が支払の命令を行ったときに生ずるものとする。

(中止または廃止)

第9条 補助事業者は、要綱別表第1の6(3)による場合は、あらかじめ様式第5による「富山県小規模事業者持続化補助金に係る補助事業の中止(廃止)申請書」を会頭等に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第10条 補助事業者は、要綱別表第1の6(4)による場合は、様式第6による「富山県小規模事業者持続化補助金に係る補助事業の事故報告書」を会頭等に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行および収支の状況について、会頭等の要求があったときは、速やかに様式第7による「富山県小規模事業者持続化補助金に係る補助事業遂行状況報告書」を会頭等に提出しなければならない。

(実績報告等)

- 第12条 補助事業者は、補助事業が完了(第9条の規定により廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日、または会頭等が交付決定を行った年の翌年2月10日のいずれか早い日までに、様式第8による「富山県小規模事業者持続化補助金に係る補助事業実績報告書」を会頭等に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除 税額が明らかな場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額し て報告しなければならない。
- 3 前項に定める報告書の提出期限は、会頭等が交付決定を行った年の翌年2月 10 日 までとする。

(補助金の額の確定)

第13条 会頭等は、前条第1項、第2項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第7条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を

確定し、補助事業者に通知する。

(補助金の支払)

- 第14条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第1 0による「富山県小規模事業者持続化補助金に係る補助金精算払請求書」を会頭等に 提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第15条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告により補助 金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第12により速やかに会頭 等に報告しなければならない。
- 2 会頭等は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部または 一部の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10. 95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(是正のための措置)

第16条 会頭等は、交付対象事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正の ための措置を執るべきことを補助事業者に命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

- 第17条 会頭等は、第9条の補助事業の中止もしくは廃止の申請があった場合または 次の各号の一に該当する場合には、第5条第1項の交付の決定の全部もしくは一部を 取り消し、または変更することができる。
  - (1)補助事業者が、法令、要綱、本要領または法令、要領もしくは本要領に基づく会頭等の処分もしくは指示に違反した場合。
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する 必要がなくなった場合。
  - (5)補助事業者が、補助事業への申請時の誓約に反し、申請書類の記載事項が真正でないことが判明した場合。
  - (6)補助事業者が、別表1に定める「小規模事業者支援事業補助金の交付を受ける者として不適当な者」に該当した場合。
  - (7)補助事業者が、要綱別表第1の5に定める実施期限の日までに補助事業を完了しなかった場合。
  - (8)補助事業者が、第5条第4項に基づき会頭等が定めた「交付決定に際しての条件」 を満たすことができなかった場合、もしくは満たせないことが明らかになった場合。
- (9)補助事業者が、第12条に定める期限内に、様式第8による「小規模事業者支援

事業補助金に係る補助事業実績報告書」の提出を怠った場合。

- 2 会頭等は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する 補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を 命ずる。
- 3 会頭等は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第15条第3項の規定を準用する。 (財産の管理等)
- 第18条 補助事業者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合に おける対応経費を含む。)により取得し、または効用の増した財産(以下「取得財産」 という。)について、様式第13-1による「取得財産管理台帳」を備え管理しなけ ればならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内に取得財産があるときは、第12条第1項に 定める実績報告書に様式第13-2による「取得財産管理明細表」を添付しなければ ならない。
- 3 会頭等は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、またはある と見込まれるときは、その収入の全部もしくは一部を商工会議所等に納付させること がある。

(財産の処分の制限)

- 第19条 補助事業者は、要綱別表第1の6 (7) により定められた期間内において、 要綱別表第1の6 (7) に定める機械及び器具を処分しようとするときは、あらかじ め様式第14による「取得財産の処分承認申請書」を会頭等に提出して、その承認を 受けなければならない。
- 2 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。 (産業財産権等に関する報告)
- 第20条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権または商標権等(以下「産業財産権等」という。)を補助事業の実施期間内に出願もしくは取得した場合またはそれを譲渡し、もしくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨記載した様式第15による「産業財産権等取得等届出書」を会頭等に提出しなければならない。

(その他必要な事項)

第21条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、 会頭等が別に定める。 別表1 (第17条関係) 「小規模事業者持続化補助金の交付を受ける者として不適 当な者」

補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内および完了後において、下記のいずれかに該当する者

- (1) 法人等(個人または法人をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき、または法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2)役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3)役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。